

# 中古品に対する日EU協定・日英協定の 原産地規則の適用について

中古品が日EU協定又は日英協定上の原産品と認められるためには、新品の生産の時点で日EU協定又は日英協定に基づく原産品であり、かつ、使用中にもその原産性が失われていないことを証明する必要があります（注）。

今般、上記を証明できない場合にも、日EU協定

に基づく特惠税率の適用を申告した事案がありました。証明できない場合には、日EU協定及び日英協定に基づく特惠税率を利用できませんので、ご注意ください。

（注）ただし、更生タイヤ等、中古品に対する特別な原産地規則が定められている場合は除く。

## 例1. 中古の乗用車

品目別規則：MaxNOM55パーセント（EXW）又はRVC50パーセント（FOB）

※日EU協定は発効後3年間 日英協定は、日EU協定に連動

HS8703.22



新品の乗用車

使用

HS8703.22



中古の乗用車

### 必要な証明書類の一例

乗用車の生産者から入手した、新品の乗用車が品目別規則（付加価値基準）を満たすことを示す書類（原材料価格表等）

## 例2. 中古の衣類（セーター）

品目別規則（HS6110.11）：メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ等

HS6110.11



新品の衣類（セーター）

使用

HS6309.00



中古の衣類（セーター）

### 必要な証明書類の一例

衣類の生産者から入手した、新品の衣類が品目別規則（加工工程基準）を満たすことを示す書類（製造工程表等）

## 例3. 中古の雑貨（クリスマス用品）

品目別規則：CTH、MaxNOM50パーセント（EXW）又はRVC55パーセント（FOB）

HS9505.10



新品の雑貨（クリスマス用品）

使用

HS9505.10



中古の雑貨（クリスマス用品）

### 必要な証明書類の一例

雑貨の生産者から入手した、新品の雑貨が品目別規則（関税分類変更基準又は付加価値基準）を満たすことを示す書類（原材料のHS番号一覧又は原材料価格表等）

※上記の「必要な証明書類の一例」は最低限必要な書類の参考例です。ただし、新品の製品の生産者が、中古品の輸出入者等から証明書類の提出を求められたとしても、証明書類を提出する義務はないことにご留意ください。

本件に関するご意見・ご要望は、以下の送付先までお寄せください。

経済産業省 通商政策局 経済連携課 ([epa-soudan@meti.go.jp](mailto:epa-soudan@meti.go.jp))

財務省・税関 EPA原産地センター ([epa-roo-center2@customs.go.jp](mailto:epa-roo-center2@customs.go.jp))